

医学研究センター

安全管理部門

禾 泰壽

(部門長 医学部 分子生物学 教授)

安全管理部門は本学における研究活動全体の安全管理を担当していますが、担当できる専門性を考慮して6副部門から構成されています。副部門の構成は感染分野(赤塚俊隆, 微生物), 廃液等環境分野(吉田喜太郎, 医学基礎), DNA分野(禾 泰壽, 分子生物), 動物分野(森 隆, 総合医療セ研究), 薬物分野(丸山 敬, 薬理), RI分野(犬飼浩一, 中央研究施設RI)です。以下、分野別に本年の活動状況を紹介します。

DNA分野

平成21年1月から10月までの間に審査した遺伝子組換え生物等の使用等における第二種拡散防止措置申請書類は31件あり、P1が25件、P2が15件、P1Aが15件、P2Aが8件です。本年の8月に毛呂キャンパスの実験動物施設の4階感染動物実験室にP2レベルの安全キャビネットが2基設置されたことから今後P2Aの実験が増える事が予想されています。マウスの収容能力は各200匹です。なお平成22年度科学研究費申請に伴う第二種拡散防止措置申請は10月より受け付けていますが計39件あり、組換えDNA実験安全委員会による審議が年度末に予定されています。また本年の8月に遺伝子組換え生物等の譲渡、提供、委託にあたり提供する情報を記した書類の提出先が組換えDNA実験安全委員会委員長より庶務課安全部門担当に変更され事務作業の効率化を行いました。今年の譲渡関係書類提出数は10月までに5件です。

動物分野

現在、埼玉医科大学には毛呂山キャンパス・日高キャンパス・川越キャンパスに各々実験動物施設が設置されています。各施設では、実験動物施設責任者(専任教員)の指導のもとに実験動物技術者(係長・主任を含む)が配置され施設運営及び管理を円滑に行っています。本年度は、保健医療学部における新たな動物実験施設設置に向けて、埼玉医科大学の動物実験会(委員長 森 隆)より答申書が大学へ提出され、条件付で承認する運びとなりました。今後、国際医療センターにおける動物実験の需要も高まってくるものと予想しています。

平成18年6月1日、文部科学省より、「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」が告示されました。この告示に従い、本学においても「埼玉医科大学動物実験規程」が平成19年12月1日に施行されました。本学の研究者および施設職員は、機関内規程を遵守して円滑な施設運営および研究活動を行っています。学内にて実施される全ての動物実験は、各キャンパスに設置されている動物実験小委員会及び埼玉医科大学の動物実験委員会により動物実験計画書の審査・承認を行い適切に実施されています。さらに、遺伝子組換え生物等を使用した動物実験を行う場合には、組換えDNA実験安全委員会による第二種使用等拡散防止措置承認申請書の審査・承認を行い適切に実施されています。今後、動物を用いた細菌あるいは遺伝子組換え生物体を用いた感染実験の需要が高まる傾向が予想され、学内での感染実験の審査・承認に向けた各種書類そして規程の整備に向け、準備を整える予定でいます。

薬物分野

薬物の管理を中心として安全管理を行っている。この薬物分野は平成19年7月より設置されているが、平成18年度に引き続き安全管理部門の一つとしてケタミンなど当局より指示のあった薬物についての情報集提供、状況把握を行っている。また平成20年11月に当局から調査依頼のあった農薬アンケートを行い、本学施設では問題ないことを確認した。来年度は薬物管理を厳格に、しかし合理的に行うことを目標とする。全体としてとくに懸案となるような事象は発生していないので管理は順調である。

RI分野

平成21年5月に放射性同位元素安全取り扱いに関する新規教育訓練を行った(出席者:1名)。講師は飯塚裕幸であった。訓練内容は放射線の人体に与える影響,放射性同位元素安全取り扱い,放射線障害防止関連法規,放射線障害予防規程またRI研究施設利用説明であった。文部科学省より,管理下でない放射性同位元素等に関する一斉点検の実施及び報告依頼をするよう通達があり,全学的に対処するための配布文書を作成し,管理区域,管理区域外に管理されていない放射性同位元素がないか一斉点検を行っている(平成22年9月30日までに完了の予定)。

廃液等環境分野

総合医療センターでは各診療科・薬剤部・各科研究室で保管されている廃液(廃アルコール・キシレン,廃色素,廃重金属)に関して年1回の頻度で指定業者を経由して適切に処理しています。また,周辺環境に関しても,施設課による定期的な排水検査を行い法令に遵守した排水基準を保っています。またゲノムセンターでは化管法指定医薬品の購入量,使用量,保管量の把握とゲノムセンター作成の廃液処理マニュアルに基づく廃液の貯留,廃棄の業者委託の把握の二点について年に2回確認を行っています。現在このマニュアルの徹底に問題が多少生じているのでマニュアル徹底法を検討しています。

感染分野

4月に全キャンパスの病原性微生物の保有状況を調査した。現在病原微生物等管理委員会規定と管理規定の作成を行っている。

以上各部門の本年度の作業内容,問題点を紹介いたしましたが,研究の安全管理は研究者自身の安全意識に依存しています。是非とも研究者皆様の積極的な安全管理をお願いする次第です。